

総 発 第 329 号
2009 年 3 月 9 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

実務対応報告公開草案第 30 号
「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い（案）」
に係るコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年 2 月 17 日に貴委員会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 全般的事項

電子債権記録法に基づき電子記録債権を活用する場合に、売掛金等の元の科目とは区分して電子債権を示す科目で表示し（但し、重要性が乏しい場合は受取手形に含めた表示が可能）保証記録を行っている場合は注記を行う、との本公開草案の方針に異存はない。

2. 個別事項

(1) 財務諸表の表示に関して

- ① 「〔設例 3〕 固定資産又は有価証券の売買その他通常の営業取引以外の取引に基づいて電子記録債権を発生させた場合の会計処理」として、営業外電子記録債権・債務として表示することが記載されている。しかしながら、本文では通常の営業取引とそれ以外で区分しなければならない考え方についての説明がないため、補足説明頂きたい。
- ② また、営業外電子記録債権・債務勘定の流動・固定区分の判断について、特段言及が無いことから、科目表示のみならず財務諸表上の表示区分まで言及することをご検討願いたい。

(2) 重要性に関して

- ① 電子記録債権・債務を発生させた場合において、注3にて「重要性が乏しいときには、「受取手形」(又は支払手形)に含めて表示することができる。」とあるが、重要性の具体的な基準(定量基準)を設けていただきたい。
- ② また、営業取引以外の取引に基づいて発生する電子記録債権・債務についても、重要性が乏しい場合には「受取手形」(又は支払手形)に含めて表示することができるようご配慮願いたい。

(3) 注記について

譲渡記録により当該電子記録債権を譲渡する際に保証記録を行っている場合は財務諸表に注記を行うとの記載があるが、記載名称(「電子記録債権譲渡高」等)を明記して頂きたい。

(4) 適用時期について

適用時期が公表日以後(即日)適用となっており、仮に本公開草案が3月までに正式公表となった場合、準備期間が十分とは言えない。内部統制等の重要なイベントが今年度末に控えている事を考慮し、十分な準備期間を経たのちに適用を開始すべきと考える。

以 上